

議員提出議案第 2 号

千葉良秋議員に反省と謝罪を求める決議について

狭山市議会会議規則第 14 条の規定により、標記のことについて別紙のとおり決議する。

令和 7 年 6 月 24 日

狭山市議会議長 内 藤 光 雄 様

提出者	狭山市議会議員	土 方 隆 司
賛成者	同	太 田 博 希
	同	加賀谷 勉
	同	大 沢 えみ子
	同	菅 野 淳
	同	田 中 寿 夫

提案理由

千葉良秋議員に対し、令和 6 年第 3 回定例会において提出された「『ふれあい健康センター P F I （R O 方式）事業の基本構想案』を見直し、プール及びトレーニングルーム等の存続を求める請願」の審査にあたり、当該請願の審査と請願者の想いに真摯に向き合うことなく、不誠実な言動を繰り返し、議会に対する不信を招いたことを反省し、請願者をはじめとする関係者に速やかに謝罪するよう強く求めるため、この案を提出するものである。

別紙

千葉良秋議員に反省と謝罪を求める決議

千葉良秋議員は、令和6年第3回定例会において提出された『「ふれあい健康センターPFI（RO方式）事業の基本構想案」を見直し、プール及びトレーニングルーム等の存続を求める請願」の審査に際し、請願者及び説明者に対して不誠実な言動を重ねたことは、請願とその審査を軽視したも同然である。

また、本件に起因して、政治倫理審査会が開催され、千葉良秋議員の一連の言動に対し、倫理規範に反する行為があったとする審査結果が示されたことから、請願者をはじめ、関係職員や議員に速やかに陳謝をするよう議長から勧告されたにも関わらず、今日まで請願者に対する直接の謝罪がなかったこと、理解を求める努力と配慮ある言動を取らなかったことは看過できない。

よって、千葉良秋議員に対し、当該請願の審査と請願者の想いに真摯に向き合うことなく、不誠実な言動を繰り返し、議会に対する市民の不信を招いたことを反省し、請願者をはじめとする関係者に速やかに謝罪するよう強く求める。

以上、決議する。

令和7年6月24日

埼玉県狭山市議会